

1/29(水)の発表



報道発表資料の配付日時 1月29日(水) 15時00分

発表項目	冬期間における漁船の海難防止について ～海難防止、ライフジャケット着用等と呼ばかれています～																									
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																								
		発表場所																								
概要	<p>根室振興局は、これまでも冬期間における海難防止と呼ばかてきましたが、本年1月に根室市瑛瑠瑠沖で漁船が転覆し乗組員が死亡する事故が発生したため、根室振興局水産課のウェブサイトにて啓発用のページを作成するとともに、今後実施される各種会議等において、海難防止やライフジャケット着用等と呼ばかていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象とする会議 操業指導会議や漁協等の総会 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフジャケット着用（着用義務化や罰則適用など） ・航海条件の事前確認（気象情報等） ・航海・操業時の見張りや荒天時の対応 その他 道内及び管内における国内漁船海難発生状況（件数） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道内</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>※R6集計中（道内）</td> </tr> <tr> <td>根室管内</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>※R6 0件（管内）</td> </tr> </tbody> </table>						R 1	R 2	R 3	R 4	R 5		道内	4	6	2	6	4	※R6集計中（道内）	根室管内	0	0	0	1	0	※R6 0件（管内）
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5																					
道内	4	6	2	6	4	※R6集計中（道内）																				
根室管内	0	0	0	1	0	※R6 0件（管内）																				
参考	・ライフジャケット着用啓発チラシを添付します																									

報道（取材） に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付（場所） 同時レク

担当 （連絡先）	産業振興部水産課（担当者：主幹 堀 圭一郎） TEL（担当者直通） 0153-27-6118
-------------	---

ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！

ライフジャケットが命を守る

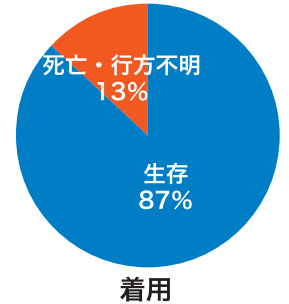
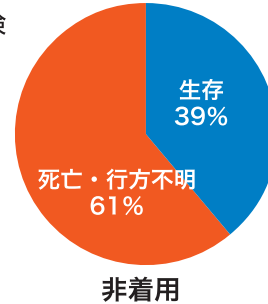


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイなどいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



全ての航行区域に適用
TYPE A

桜マーク

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

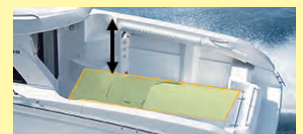
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

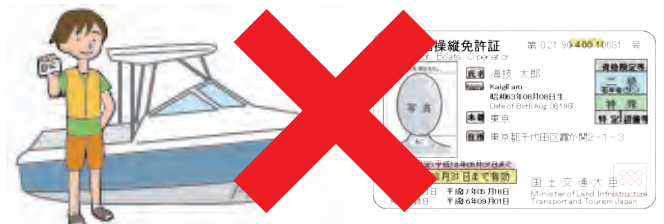


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。